

科目6

# 放課後児童クラブに従事する者の 仕事内容と職場倫理

講師紹介

○水野 かおり

○一般財団法人児童健全育成推進財団  
事務局参事

○幼稚園、保育園勤務を経て、都内事業団にて児童館、放課後児童クラブで児童厚生員、放課後児童支援員、館長として約25年勤務

# はじめに

はじめに

- 子育て支援員研修における本科目の位置づけ
  - 5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能
  - ⑥放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理
  
- 本講義の目的
  - 1. 放課後児童クラブの仕事内容を理解する。
  - 2. 放課後児童クラブにおける職員集団と職場倫理を理解する。
  - 3. 人権の尊重と法令の遵守の必要性を理解する。



本科目で網羅する  
シラバスの内容

1. 放課後児童クラブの仕事内容
2. 放課後児童クラブに従事する者の  
社会的責任と職場倫理
3. 放課後児童クラブにおける職員集団
4. 運営主体の人権の尊重と法令の遵守  
(個人情報保護等)

1. 放課後児童クラブの仕事内容
2. 放課後児童クラブにおける職員集団
3. 放課後児童クラブに従事する者の  
社会的責任と職場倫理
4. 運営主体の人権の尊重と法令の遵守  
(個人情報保護等)

まとめ

# 1. 放課後児童クラブの仕事内容

# 1. 放課後児童クラブの仕事内容

- \* 子どもの育成支援
- \* 育成支援を支える職務があることへの理解





# 1. 放課後児童クラブの仕事内容

## 放課後児童クラブ運営指針第1章3(1)放課後児童クラブにおける育成支援

- ・放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

行間

# 1. 放課後児童クラブの仕事内容

## 放課後児童クラブ運営指針 第3章1(4)

- ・子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。

行間

# 1. 放課後児童クラブの仕事内容

## 放課後児童クラブ運営指針 第3章1(4)

### (育成支援の主な内容)

- ①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
- ②子どもの出欠席と心身の状態の把握して、適切に援助する。
- ③子どもが見通しをもって主体的に過ごせるようにする。
- ④放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
- ⑤子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようする。

# 1. 放課後児童クラブの仕事内容

## 放課後児童クラブ運営指針 第3章1(4)

- ⑥子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- ⑧子どもが安全で安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。



# 1. 放課後児童クラブの仕事内容

## 放課後児童クラブ運営指針第3章5(1)

### 育成支援に含まれる職務内容

- ・子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
- ・日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。
- ・職場内での情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
- ・通信や保護者会を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

# 1. 放課後児童クラブの仕事内容

## ★ 記録、事例検討について

- ・記録の必要性

- ・情報共有、事例検討

# 1. 放課後児童クラブの仕事内容

## 放課後児童クラブ運営指針第3章5(2)運営に関わる業務

- ・業務の実施状況に関する日誌(子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等)
- ・運営に関する会議や打ち合わせ、申合せや引継ぎ
- ・おやつ発注、購入
- ・遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- ・保護者との連絡調整
- ・学校との連絡調整
- ・地域の関係機関、団体との連絡調整
- ・会計事務

## 放課後児童クラブの仕事内容

- ◎ 子どもにとって、安心できる生活の場づくり
- ◎ 家庭と連携した育成支援
- ◎ 子ども一人ひとりにあわせた集団生活での支援
- ◎ 記録、事例検討を通じた育成支援の充実
- ◎ 多岐にわたる運営に関わる業務



信頼される放課後児童クラブ



# 参考資料

○厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ  
運営指針解説書』フレーベル館. p56-84, p124-  
128

科目6

# 放課後児童クラブに従事する者の 仕事内容と職場倫理

1. 放課後児童クラブの仕事内容
2. 放課後児童クラブにおける職員集団
3. 放課後児童クラブに従事する者の  
社会的責任と職場倫理
4. 運営主体の人権の尊重と法令の遵守  
(個人情報保護等)

まとめ

## 2. 放課後児童クラブにおける職員集団



## 2. 放課後児童クラブにおける職員集団

- \* 情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う環境づくり
- \* 職場集団が事例検討や自己研鑽を通して事業内容の向上を目指すことの大切さ



## 2. 放課後児童クラブにおける職員集団

### 放課後児童クラブ運営指針第7章3(1)職員集団のあり方

- ・ 放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。

## 2. 放課後児童クラブにおける職員集団

### ★ 日常的な情報共有の大切さ

- ・職員の役割分担
- ・情報共有の工夫

## 2. 放課後児童クラブにおける職員集団

### 放課後児童クラブ運営指針第7章3(1)職員集団のあり方

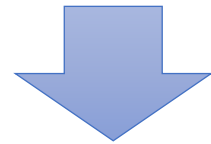
- ・ 放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。



本項目のまとめ

## 放課後児童クラブにおける職員集団

- ◎ 情報交換や情報共有
- ◎ 事業内容向上のための職員集団の形成



より良い育成支援  
＝安心できる放課後児童クラブ

# 参考資料

○ 厚生労働省編（2021）『改訂版 放課後児童クラブ  
運営指針解説書』フレーベル館. p198

科目6

# 放課後児童クラブに従事する者の 仕事内容と職場倫理

1. 放課後児童クラブの仕事内容
2. 放課後児童クラブにおける職員集団
3. 放課後児童クラブに従事する者の  
社会的責任と職場倫理
4. 運営主体の人権の尊重と法令の遵守  
(個人情報保護等)

まとめ



### 3. 放課後児童クラブに従事する者の 社会的責任と職場倫理

### 3. 放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理

- \* 社会的信頼を得て育成支援に取り組み、  
仕事を進める上での職場倫理を自覚して職務に  
当たることの大切さ



# 3. 放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理

## 放課後児童クラブ運営指針第7章 職場倫理及び事業内容の向上

### 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

- (1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与える為、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

### 3. 放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理

#### 放課後児童クラブ運営指針第7章1

(2) 放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。



### 3. 放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理

- 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- 守秘義務を遵守する。
- 関係法令に基づき個人情報適切に扱い、プライバシーを保護する。
- 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

本項目のまとめ

## 放課後児童クラブに従事する者の 社会的責任と職場倫理

- ◎ 放課後児童クラブの地域社会における役割
- ◎ 育成支援に関わる全ての職員の職業倫理への共通理解



社会から信頼される放課後児童クラブへ



# 参考資料

○厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ  
運営指針解説書』フレーベル館. p183-185

科目6

# 放課後児童クラブに従事する者の 仕事内容と職場倫理



1. 放課後児童クラブの仕事内容
2. 放課後児童クラブにおける職員集団
3. 放課後児童クラブに従事する者の  
社会的責任と職場倫理
4. 運営主体の人権の尊重と法令の遵守  
(個人情報保護等)

まとめ

## 4.運営主体の人権の尊重と法令の遵守 (個人情報保護等)

## 4.運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

- ＊ 子どもや保護者の人権を尊重し、守秘義務を遵守する等の組織的な取り組みの必要性と個人情報保護法に基づく法令の遵守の徹底



## 4.運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

### 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

#### 第5条（放課後児童クラブの一般原則）

第2項 放課児童健全育成事業者は、利用者の人権に配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

### 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

#### 第11条（利用者を平等に取り扱う原則）

放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって差別的な取り扱いをしてはならない。



## 4.運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

### 放課後児童クラブ運営指針第1章3（4）

### 放課後児童クラブの社会的責任

- ①放課後児童クラブは、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。

## 4.運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

### 放課後児童クラブ運営指針第1章3(4)

### 放課後児童クラブの社会的責任

- ⑤放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない

◎個人情報 生きている個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの

◎利益に反しない事柄 児童虐待の通告など要支援児童に関する事柄

## 4.運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

### 放課後児童クラブ運営指針第1章3(4)

### 放課後児童クラブの社会的責任

- ⑥放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

## 4.運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

### 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 第16条（秘密保持等）

放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

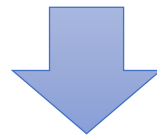
2 放課後児童健全育成事業者は職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。



本項目のまとめ

## 運営主体の人権の尊重と法令の遵守 (個人情報保護等)

- ◎ 利用者(子ども・保護者)の人権の尊重
- ◎ 守秘義務の徹底



すべての人々の人権の尊重・個人の尊重

# 参考資料

○厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ  
運営指針解説書』フレーベル館. p29-30, p32-33,  
p208, p210-211

科目6

# 放課後児童クラブに従事する者の 仕事内容と職場倫理

1. 放課後児童クラブの仕事内容
2. 放課後児童クラブにおける職員集団
3. 放課後児童クラブに従事する者の  
社会的責任と職場倫理
4. 運営主体の人権の尊重と法令の遵守  
(個人情報保護等)

まとめ



# まとめ

# まとめ

## 1. 放課後児童クラブの仕事内容

- ◎ 子どもにとって、安心できる生活の場づくり
- ◎ 家庭と連携した育成支援
- ◎ 子ども一人ひとりにあわせた集団生活での支援
- ◎ 記録、事例検討を通じた育成支援の充実
- ◎ 多岐にわたる運営に関わる業務

信頼される放課後児童クラブ

## 2. 放課後児童クラブにおける職員集団

- ◎ 情報交換や情報共有
- ◎ 事業内容向上のための職員集団の形成

より良い育成支援  
＝安心できる放課後児童クラブ

## 3. 放課後児童クラブに従事する者の 社会的責任と職場倫理

- ◎ 放課後児童クラブの地域社会における役割
- ◎ 育成支援に関わる全ての職員の職業倫理への  
共通理解

社会から信頼される放課後児童クラブへ



## 4. 運営主体の人権の尊重と法令の遵守 (個人情報保護等)

- ◎ 利用者(子ども・保護者)の人権の尊重
- ◎ 守秘義務の徹底

すべての人々の人権の尊重・個人の尊重

# 最後に・・・

放課後児童クラブは・・・

子どもたちの放課後を、充実したものにするために、  
遊びや生活を通して支援する仕事。

子どもと保護者の心と生活に寄り添う仕事です。



科目Ⅰ

# 放課後児童健全育成事業の目的 及び制度内容

科目2

放課後児童クラブにおける権利擁護と  
その機能・役割等



科目3

子どもの発達理解と  
児童期（6歳～12歳）の生活と発達

科目4

# 子どもたちの生活と遊びの理解と支援

科目5

# 子どもの生活面における対応等



科目6

# 放課後児童クラブに従事する者の 仕事内容と職場倫理